

## 原子力災害対策指針改正概要

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

県地域防災計画（原子力災害対策編）の策定後における、原子力災害対策指針（原子力規制委員会）の改正（平成25年6月5日、9月5日）の概要は次のとおりです。

### 1 緊急事態区分（E A L）の設定

発災時の原子力施設の状況に応じて「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」等を設定し、段階に応じた住民防護措置、モニタリング等実施すべき措置を規定

→事故発生時の緊急事態をタイムラインで管理（対策をあらかじめ整備し役割を共有）

緊急事態の区分	主な防護措置等（U P Z）
警戒事態（E A L 1）	平常時モニタリングの強化
施設敷地緊急事態（E A L 2）	緊急時モニタリングの実施、屋内退避準備等
全面緊急事態（E A L 3）	屋内退避の実施、安定ヨウ素剤の服用準備等 ※P A Z：避難の実施

### 2 緊急時モニタリング結果に基づく運用上の介入レベル（O I L）と防護措置

緊急時モニタリング体制の見直しに合わせ、空間線量率等に応じて避難等を決定するための基準である運用上の介入レベル（O I L）を設定し、緊急時モニタリングの結果に応じて、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施

<参考：O I Lと防護措置（抜粋）>

区分	空間放射線量率	防護措置の概要
O I L 1	500 $\mu$ Sv/h	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。
O I L 2	20 $\mu$ Sv/h	地域生産物の摂取を制限。1週間程度内に一時移転。
飲食物に係るスクリーニング	0.5 $\mu$ Sv/h	数日内を目途に飲食物中の放射線核種濃度を測定すべき区域を特定。
O I L 6	飲料水 300Bq/kg (放射性ヨウ素)	基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

### 3 緊急時モニタリング体制の見直し

- (1) 国の総括の下、地方公共団体等が連携し国の緊急時モニタリングセンターを経ち上げ、緊急時モニタリングを実施する。
- (2) モニタリング結果は国で集約し、解析・評価する。
- (3) モニタリング結果の公表は国が一元的に実施する。

### 4 安定ヨウ素剤の配付の方法等の具体化

- (1) P A Z外においては、地方公共団体は緊急時に備えて安定ヨウ素剤の備蓄を行う。
- (2) 緊急時の服用については、原則として、原子力規制委員会が判断を行い、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示する。